

第780回宮城県教育委員会定例会日程

日 時：平成20年11月21日（金）午後1時30分から
場 所：教育委員会会議室（県庁16階）

- 1 出席点呼
- 2 開会宣言
- 3 第779回教育委員会会議録の承認について
- 4 第780回教育委員会会議録署名委員の指名
- 5 教育長報告（一般事務報告）
県立特別支援学校の校名変更案について（特別支援教育室）
- 6 専決処分報告
教育功績者表彰について（教職員課）
- 7 議 事
 - 第1号議案 教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の廃止について（総務課）
 - 第2号議案 宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について（総務課）
 - 第3号議案 宮城県ライフル射撃場管理規則の一部改正について（スポーツ健康課）
 - 第4号議案 博物館法施行細則の一部改正について（生涯学習課）
 - 第5号議案 第321回宮城県議会議案に対する意見について（総務課）
 - 第6号議案 宮城県生涯学習審議会への諮問案について（生涯学習課）
- 8 課長報告等
 - （1）平成19年度における児童生徒の問題行動等の現状について（義務教育課・高校教育課）
 - （2）宮城県第二女子高等学校仮設校舎のシックハウス対策について（高校教育課）
- 9 資 料（配布のみ）
 - （1）平成21年度県立特別支援学校高等部・専攻科の入学者選考要項等について（特別支援教育室）
 - （2）「みんなの専門高校展」開催報告について（高校教育課）
- 10 次回教育委員会の開催日程について
- 11 閉会宣言

第 7 8 0 回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 平成 2 0 年 1 1 月 2 1 日 (金) 午後 1 時 3 0 分から

2 招集場所 教育委員会会議室

3 出席委員 大村委員長，櫻井委員，佐々木委員，小野寺委員，勅使瓦委員，
小林教育長

4 説明のため出席した者

三野宮教育次長，菅原教育次長，佐藤総務課長，安住教育企画室長，
氏家参事兼福利課長，安井教職員課長，竹田義務教育課長，
伊藤特別支援教育室長，高橋高校教育課長，高橋施設整備課長，
佐々木スポーツ健康課長，後藤生涯学習課長，真山文化財保護課長ほか

5 開 会 午後 1 時 3 0 分

6 第 7 7 9 回教育委員会会議録の承認について

委員長 (委員全員に諮って) 承認。

7 第 7 8 0 回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名，議事日程について

委員長 櫻井委員及び小野寺委員を指名。
議事日程は配付のとおり。

8 教育長報告

県立特別支援学校の校名変更案について

(説明：教育長)

「県立特別支援学校の校名変更案について」御説明申し上げます。

資料は，1 ページとなる。

県立特別支援学校の校名変更は，平成 1 9 年 4 月 1 日付けで学校教育法が改正され，これまでの「盲・聾・養護学校」が「特別支援学校」に変更されたことに伴うものである。

これまで，特別支援学校在り方検討委員会での検討，関係団体との意見交換，特別支援学校の職員及び保護者への説明と意見集約等を行ってまいった。

その結果を踏まえ，平成 2 0 年 9 月 2 6 日に開催した「県立学校校名選定委員会」において，平成 2 1 年 4 月 1 日から使用する予定の校名変更案を決定したものである。

校名変更案は，「宮城県立盲学校」は「宮城県立視覚支援学校」に，「宮城県立ろう学校」は「宮城県立聴覚支援学校」に，1 5 校ある養護学校は，例えば「宮城県立光明支援学校」とする，というものである。

15校ある養護学校の校名変更案は、資料の表に示してあるので御覧願いたい。
校名変更案に関し、4点説明させていただく。

1点目であるが、総称として「特別支援学校」とすることについては県立学校条例の改正が平成18年度11月議会において議決済みである。

2点目であるが、特別支援学校の「特別」を校名変更案に用いなかったのは、「一般と違う」や「特別視」などととらえられることがあるので使用しないでほしいという意見が、保護者や関係者から多くあったこと、特別支援学校在り方検討委員会の検討においてもこの意見に賛意を得られたことによる。

3点目であるが、特別支援学校の機能として、改正された学校教育法に、地域の小・中学校等へ助言又は援助するという役割が示された。在籍する児童生徒への支援はもちろんのこと、地域の特別支援教育のセンター的機能の発揮として、小・中学校等への支援の役割を持つことの二つの意味を「支援学校」という名称に込めている。

最後に、「盲学校・ろう学校」を「視覚支援学校・聴覚支援学校」とした理由は、「盲・ろう」という文言が法律的に「視覚障害・聴覚障害」に整理されたこと。盲学校では、「盲」を含め様々な視覚障害のある方を支援の対象にしている。同様に、ろう学校では、「ろう」を含め様々な聴覚障害のある方を支援の対象としている。したがって、「盲・ろう」より「視覚・聴覚」とした方が支援対象の実情に合っていること。保護者や関係団体からの「視覚障害教育・聴覚障害教育」の専門性維持の要望に対応したこと。これら3つの理由によるところである。

今後の手続としては、校名変更に係る条例改正案を11月議会に提出させていただきたいと考えている。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

佐々木委員 ろう学校を聴覚支援学校と言い換えることについては、ろうの方々から「ろう」という言葉には差別的な意味を自分たちは持っていない、であるから、その言葉には自分たちの誇りと思い入れがあるので、その言葉については無くさないでほしいという意見が何かに出されていたと記憶している。そのような議論は無かったのか。また、もしあったとしたらそのような方々の御理解が得られたのか伺いたい。

教 育 長 御指摘のようにろう学校の校名変更については、県の案に対して様々な御意見があった。これまで保護者、あるいは同窓会に対して説明の場を設けており、私どもの理解としては概ね御理解を得られたと思うが、従来の詳しい経緯について特別支援教育室長から説明させる。

特別支援教育室長 いま教育長が申し上げたとおり昨年度も校名については話し合いを行っている。その時にはろうあ協会とか、同窓会等々との意見交換も3回ほど行っており、その時に要望書をいただき、やはりできれば「ろう」という言葉はすごく大事にしている言葉であるということであったので、その点も検討さ

せていただいた。先週も説明会という形でろうあ協会主催で、特別支援学校の今度の校名変更について説明してほしいということであったので、説明を行った。校名変更の趣旨等については、合意を得られたと思っている。ただ、「ろう」という名称については、まだ心情的に無くしてほしくないということだったので、通称でもよいので、例えば、宮ろう祭とか、そのようなものについては、筑波大学の附属聴覚特別支援学校でも、通称で括弧書きであるが、当分の間、そのようなことを認めてほしいという要望があり、そのように対応している。宮城県でもそのような形でできるだけ対応していきたいと考えている。

佐々木委員 これは全国的に校名を変えるということなのか。宮城県だけでなく日本の全ての学校から「ろう」という言葉を廃止して行こうということの一つの流れとして行われたものなのか。

特別支援教育室長 平成19年度から特別支援学校制度ということで、盲学校、聾学校、養護学校といていたものが特別支援学校になった。そこで文言の整理も行われ、「盲」という言葉は「視覚障害」とされ、「ろう」も「聴覚障害」となったところである。また、「心身の故障」が「障害」になった。やはり、「ろう」という言葉を文言の整理が行われたのかかわらず使うというのは、法的なこともあり、それを聴覚と変えたということはある。全国的な集計では、今年度の4月1日現在であるが、全国では927校中329校ということで約三分の一の学校が昨年度から今年度の4月1日までには校名が変わっている。今年度も何県かでは変更していると思い、その辺を文科省に問い合わせしたが、年度途中での変更についてはいまのところ把握していないということである。

櫻井委員 校名から少し遠ざかるが、資料の一番最後に盲・ろう学校保護者や関係団体から専門的教育の場を維持してほしいという意見が出たということで、その校名を変更するにあたり、その保護者との意見の交換会の場で、このような盲とか、ろうの学校の教師というのは、やはり手話だとか、点字だとか、しっかりとした特別教育ができる教師が望まれているが、その充足率に関する話だとか、もっとそういう方を増やしてほしいとか、点字や手話が分からないのに、先生として勤務しているからという意見とか、それから、障害のある教師が、目が見えない方が教師として働くとか、耳に障害のある方がろう学校で働くということを望んでいる声があると耳にしたが、そういうことに関する要望は意見交換会で出ていなかったのか教えていただきたい。

特別支援教育室長 これはこの間の件であるが、やはり出た。やはりろう学校であると、いまでも何人かいるが、やはり子どもたちをよく分かってくれる先生ということがあるし、盲学校でも理療科の先生方はほとんど専攻科出身で筑波を出られ

て盲学校の先生になるということで、そのような希望は聞いている。

櫻井委員 現在の充足率というか、もっとそういう先生方を増やす予定というのは、県ではどのように考えているのか。現実的にできる場合とできない場合があるとは思いますが、必要に応じてどうであろうか。

教職員課長 具体的に手話であるとか、そういったことが可能な教員がいま配置されている教員の中でどのくらいの率かというのは手許に資料が無い。ただ、先ほど委員御発言の具体的に子どもたちと同じような障害を持った職員を学校の中に配置するという点については、これは実際に特別支援学校の中にそういった障害を持って教壇に立っている先生方も現実にいる。それから、宮城県教育委員会においても教員採用選考の中で障害者特別選考の制度を昨年からはスタートさせており、当然ながら子どもたちの指導するにあたり自立して勤務できるだけの状態は職員として必要であるわけであるが、そういった部分を満たし、かつ教員としての資質を備えている方については特別選考という形で積極的に、その登用を図っていきたいということで採用の工夫もしているところである。

櫻井委員 子どもたちにとって、やはり同じ障害を持っている先生の存在そのものが私は希望だと思う。そして、努力をして先生を目指している方がいっぱいいると聞いているので、そういう人が一人でも増えるような体制になってくれたらと希望する。お願いする。

小野寺委員 校名変更については、私も佐々木委員がお話しされたろう学校についてはちょっと気になっていた。この前保護者のアンケート等も見たので、ただ、その辺りを納得されたのであれば、私は特に生徒の立場に立ってということが一番なので、それについては異議はない。この校名変更のきっかけはやはり教員とか、保護者から最初出たのか。

教 育 長 先ほどから申し上げているとおり学校教育法が改正され、昨年4月1日から盲・ろう・養護学校というくくりが特別支援学校という言い方に変わった。それに伴い従来あった盲・ろう・養護学校の名称を変えるということが必要になったということである。具体的にどう変わるかということについては、各県それぞれの事情によるということ、必ずしも一律ではないという状況である。

佐々木委員 そのことについてなぜ発言したかという視覚障害とか、聴覚障害という言葉はよくあるが、それはそういうことが無い人の立場からの言葉の使い方、例えば、聴覚に不自由を持っている方々が、障害だとか、そういうふうな考え方を、例えば、ろうの方々はむしろ受け入れたくないとか、あまりそういうふうな表現を認められないという考え方である。ちょっと聴覚が無いとか、そういう存在であって、それを障害というふうに表示されることは受け入れがたいという、だから自分は聴覚が無いという普通の人間で、あ

あなたは聴覚がある普通の人間である。だから「ろう」と言われることに関して、自分は「ろう」という存在で別に障害とか、いわゆる不遇者という考えではないという考え方を持っているので、そういう「ろう」という存在でない方がそれを障害という形で過剰に名前を変えてしまうということにむしろ拒否反応を示しているのではないかなと私は思う。だから、やはりその辺が「ろう」という言葉が差別的だから、あるいは聴覚障害に変えようとか、そういう逆に過剰な仕方が、逆に差別化を感じるというところではないのかなと私は思うので、やはり用語を変えて行くという流れだとは思いますが、十分御理解いただきながら進めていただきたい。

教 育 長 御指摘の趣旨は十分私どもとして理解できるところである。なお、ろう学校関係者が「ろう」という言葉に誇りを持っているということも理解している。あくまでも盲・ろうを従来の学校で対応していた生徒たちの実態としては、文字通り「盲」と言えば目が見えない、「ろう」と言えば耳が聞こえないということであるが、実態としてはそういう方だけではなく、視覚が弱い、聴覚が弱いという人も含めて対応していたので、実態にむしろ校名を合わせるという趣旨での変更という意味である。

委 員 長 教育長説明のとおり、一応の御理解は得られている。それから、問題については括弧付きか、日常生活的には使うような形で「ろう」という言葉が入った使用も許容していくというか、一緒にやっていくということで対応する。これは、住居表示を変えるというと思ってみなかった言葉にわらわらと変えられて世の中が大混乱するみたいな話があっているいろいろなルールで決めてつくったほうがよいのか、みんなが言い慣れた言葉をそのまま使ったほうがよいのかという辺りは、いろいろ問題があると思うので、やはり伝統とかを考えて行くと、校名変更というのは本当は慎重にあるべきものなのかなあという気もするが、制度そのものが違ってしまっただ中で呼ばれている言葉に変えて行こうというのはある程度必然性がある気がするので、そういった流れの中で本報告を認めていただくということでよいか。

小野寺委員 校名以外のことでよいか。10月の定例委員会でも特別支援学校の施設の狭隘化について伺った時に特別支援学校在り方検討委員会で検討すると回答をいただいた。今回もみると校名変更についても、この在り方検討委員会で協議されている。この在り方検討委員会とは常設的な委員会なのか、何か特別支援学校についていろいろ具申している委員会なのか。年に何回ぐらい開催されているのか伺いたい。

もう一つはお願いというか、去年、特別支援学校で暖房費が足りなかったという話を耳にして話したことがあったが、どうか適切な環境で学べるような配慮をぜひお願いしたい。質問とお願いである。

特別支援教育室長 在り方検討委員会については、昨年度の予定では校名変更を中心にと

ことで3回開催したが、やはり先ほどあったろう学校を中心にそんなに性急ではなく、少し考えてほしいということがあったので、名前だけでなく、いろいろと狭隘化の問題とか、特別支援学校になったということで重複障害とか、複数の障害種に対応するということが大きな改革となる。例えば、知的障害の学校に聴覚障害の生徒が実際にいる。そのような一つだけの養護学校とか、盲学校、ろう学校でなく複数の障害種にも対応できるようにしていくことが大きなことなので、そういうことも含めた形で在り方を検討しようということである。昨年度と今年の2回までは校名について話をしてきた。3回目から、それから12月にもう1回予定しているが、それらについては教育環境整備ということで狭隘化も含めて検討することとしている。21年度も引き続き教育環境を中心とした委員会を開催していきたいと考えている。

9 専決処分報告

教育功績者表彰について

委員長 委員全員に諮った上で、専決処分報告については、非開示情報が含まれる事項のため、その審議については秘密会とする旨決定。
会議録は別紙のとおり（秘密会のため公開しない）。

10 議 事

第1号議案 教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の廃止について

第2号議案 宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について

第3号議案 宮城県ライフル射撃場管理規則の一部改正について

第4号議案 博物館法施行細則の一部改正について

（説明：教育長）

第1号議案から第4号議案についてであるが、これらの議案はともに関係があるので、一括して御説明申し上げます。

資料は、1ページから14ページまでとなる。

まず、資料の3ページをお開き願いたい。

公益法人制度については、本年12月1日に公益法人制度改革関連法の施行に伴い、明治29年の民法制定以来続いてきた主務官庁制に変わり、民間有識者からなる公益認定等委員会が中心となって一元的に公益性の判断、監督を行う制度に抜本的に改められることになった。

具体的には、本年12月1日以降は、法の要件を満たせば、登記のみで一般社団・財団法人を設立することが可能になり、そのうち法に定められた基準を満たしていると認められる法人は、公益認定を受けて公益社団法人・財団法人となる。また、現行の公益法人は、同日以降「特例民法法人」となり、5年間の移行期間のうちに、公益社団法人・財団法人が、一般社団法人・財団法人のどちらかに移行申請を行う必要があり、この期間中に移行

の手続きを行わないと解散とみなされることになる。

第1号議案から第4号議案までは、これに伴い、所要の措置をとろうとするものである。

はじめに、第1号議案「教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の廃止について」であるが、2ページがその内容となっている。

従来公益法人の設立は、民法第34条に基づき、主務官庁の許可を得ることとされていたことから、本規則において法人の設立及び監督に関し必要な事項を定めているところであるが、制度改革により民法の関係規定が改正されたことに伴い、本規則を廃止しようとするものである。

次に、第2号議案「宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について」であるが、7ページを御覧願いたい。

第8条第15号については、第1号議案で御説明のとおり民法が改正され、新制度実施のための法律が施行されることに伴い、所要の改正を行うもの、及び「信託法」が全面的に見直され、その見直しにより公益信託に関する規定が分離され、題名が「公益信託ニ関スル法律」に改められたことに伴い、所要の改正を行うものである。

第13条の3第11号については、新制度実施のための法律が施行されることに伴い、文言を改めるものである。

次に、第3号議案「宮城県ライフル射撃場管理規則の一部改正について」であるが、11ページを御覧願いたい。第2条第2項第3号について、新制度実施のための法律が施行されることに伴い、文言を改めるものである。

次に、第4号議案「博物館法施行細則の一部改正について」であるが、14ページを御覧願いたい。第1条について、新制度実施のための法律が施行されることに伴い、文言を改めるものである。

よろしく御審議を賜るようお願い申し上げます。

(質疑なし)

委員長 (委員全員に諮って) 可決。

第5号議案 第321回宮城県議会議案に対する意見について

(説明：教育長)

「第321回宮城県議会議案に対する意見について」御説明申し上げます。

資料は、15ページから20ページまでとなる。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、平成20年11月19日付けで、知事から意見を求められたので、異議のない旨の意見を申し出ようとするものである。

はじめに、予算議案についてであるが、17ページの第321回宮城県議会提出予算議案の概要を御覧願いたい。

債務負担行為について、県立高等学校校舎等改築工事外7件について必要な期間及び限度額の債務負担を措置するものである。

次に、予算外議案の概要についてであるが、18ページを御覧願いたい。

議第四百四十四号議案は、義務教育等教員特別手当の支給限度額を引き下げるもの、議第四百四十五号議案は、教員特殊業務手当を引き上げるもの、議第五百十一号議案は、先ほど御報告した特別支援学校の個別名称である「盲学校、ろう学校及び養護学校」を「視覚支援学校、聴覚支援学校及び支援学校」に改正するもの、議第百八十九号議案は、宮城県宮城野原公園総合運動場について、議第百九十号議案は、宮城県第二総合運動場について、議第百九十一号議案は、宮城県仙南総合プールについて、議第百九十二号議案は、宮城県長沼ポート場について、議第百九十三号議案は、宮城県総合運動公園について、議第百九十四号議案は、宮城県婦人会館について、指定管理者を指定することについて、地方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするものである。

よろしく御審議を賜るようお願い申し上げます。

(質 疑)

櫻井委員 第144号議案の義務教育等教員特別手当の支給限度額が下がるということだが、具体的にどういう手当なのか。それから、下がって困ることはない教職員課長のか。

手当の改定の関係で第144号議案と第145号議案の2件が出ているので、一括して御説明する。教員の給与制度については、国においてこれまで様々な議論が行われてきたところであり、国のほうで出された方針として実際に教職員の働きに応じたメリハリのある給与体系を構築して行こうという一つの大きな流れがある。具体的に申し上げますと義務教育等教員特別手当は、昭和49年に策定された、いわゆる人材確保法という法律があり、教員人材確保のための給与上の措置として教育職員について、平均して本俸の3.8%程度の手当が支給されるというものである。これについて、国の制度変更により、いわゆる義務特手当については教育職員であるということに基づき一律に支給されている手当であるが、そういった一律に支給されている手当というものの在り方を見直し、実際に努力している教員の方々にそれに見合った処遇ができるような給与体系を構築しようということで、145号議案に出ている教員特殊業務手当であるが、これは週末に一定時間以上上部活動の指導にあたった先生方に対して支給されている手当等である。こういった特殊業務手当について倍増するという、そういった制度改正が国においても行われたところであり、本県においても国に対応した制度改正を行おうという趣旨のものである。こういったことで全体の給与制度の体系を考えているということである。

委員長 (委員全員に諮って) 可決。

第6号議案 宮城県生涯学習審議会への諮問案について

(説明：教育長)

「宮城県生涯学習審議会への諮問案について」御説明申し上げます。

資料は、21ページから23ページまでとなる。

「宮城県生涯学習審議会」は、生涯学習審議会条例に基づき、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議するため設置されている。今回、第二次みやぎ子ども読書活動推進計画を策定するにあたり、教育委員会の諮問により、宮城県における子どもの読書活動の推進方策について審議していただくものである。

諮問の理由として、諮問書案の別紙に記載してあるが、第一次計画期間において、現計画の方針に基づき読書活動の推進に取り組んでまいった結果、子どもの読書活動は着実に進んできているが、依然として小学生、中学生、高校生と段階が進むにつれて読書をしなくなる傾向が見受けられる。

一方、インターネットや携帯電話の普及など情報化の進展により、子どもの生活環境も変化している。

このような中、文字・活字文化振興法の成立や教育基本法、学校教育法、図書館法の改正など、子どもの読書活動にも関わる法律が相次いで改正されている。

このようなことから、第一次計画期間における成果や課題、諸情勢の変化、また、国の「第二次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を踏まえ、子どもの読書活動をより一層推進するため、第二次みやぎ子ども読書活動推進計画を策定するにあたり、宮城県における子どもの読書活動の推進方策について、諮問するものである。

よろしく御審議を賜るようお願い申し上げます。

(質 疑)

櫻井委員 この読書活動の諮問自体には異議は無いが、一つ教育長に伺いたい。子どもを育ててみていまのような状態でインターネットや携帯電話が簡単に手に入るような環境を親が許すと、読書をしなさい、しなさいという運動を一生懸命してもなかなかどっちが簡単で面白いかというと、簡単なほうに行ってしまうのが子どもの実状であるので、なかなか難しいところがある。そこで、もちろんその家庭、家庭でのルールというものがあるとは思いますが、その家庭のモラルとか、ルールだけに頼れない時代がやってまいったので、教育委員会としても義務教育のうちには携帯電話を持たせないとか、それからインターネットの使用に関しては親が監視できる体制で使わせるというようなことを、全部が全部従って直ぐに止めてくれるとは思っていないが、そういう宣言のようなアドバイスというか、教育長の考えとして発表されることは、私は意義があると思っている。その点についてはいかがか。

教 育 長 大変重たい御指摘である。いわゆるIT化の進展については、パソコン、あるいは携帯電話がどんどん普及して子ども達の生活の末端まで入り込んでいるのが、最近の世の中の実状である。IT化というのはもちろん人間にとって非常に便利なことであるが、また一方で使い方によっては、問題も大きいものだと思う。子ども達にとってIT機器の悪い影響をどう防止するかと

ということについては、そういった問題意識から、いわゆる関係企業とか、あるいは業界団体で取組が始まっているが、基本的にこういった問題への対処というのは、国レベルで国全体として規制する、あるいは業界団体が自主規制するという取組がまず必要なのではないかと思っている。しかしながら、例えば、法的な規制をしようということとなれば、いわゆる憲法における表現の自由ということにも絡んでくるので、なかなか簡単にはいかない問題だろうと思っている。そういう中で各地で、例えば、PTAが中心となって何とか悪い影響を防ごうというふうな動きも出てきている。具体的に地方レベルでこういった取組がいまの段階で取れるのかということは非常に難しい問題だとは思いますが、差しあたり具体的な問題として、いわゆる学校裏サイトは、かなりいろんな意味で悪い影響を与えているということがあるので、それを何とかして健全なものに持って行くことはできないかということで、来年度に教育委員会として研究をしてみたいと思っている。具体的に予算化ができるかどうかについてはこれからまだ検討の余地があるが、予算化の有無にかかわらず、やれる範囲内でその辺について具体策を検討してみようというふうに考えている。その辺も含めて、今後国レベルでの対応を期待しつつ、地方レベルで何ができるかということ各学校、あるいは市町村教委の意見も聞きながら真剣に考えて行かなければと思っている。

櫻井委員

20年間、3人の子どもを育てながら仕事をしてきた母親としては、今日言ったからぱっと良くなるとは思っていない。ただし、県教委と保護者との接点はどこにあるのかと考えると、いまとても忙しい親が多いので、実際に生の県教委の声を聞く場としては学校説明会というのが一番真剣に聞く場である。小学校に入る前の学校説明会だったり、中学校に入る前の説明会だったり、合格してから高校に入る前の説明会だったり、それから入学式である。それを逃すと卒業式まで無いという親が多いと思う。途中で参観日に行くとか、保護者会に行ける親がすべてとは限らない。それで、県教委としては、教育長としては、あと校長先生としてはこういうインターネットだとか、携帯電話についてはこういう考えを持っているというのを断定しなくともよいので、非常に心配しているということだけでもよいので、そういうチャンスに伝わるようなことをしないと、親としては安全のためにただ持たせているというような親がほとんどで、携帯電話を持っているから連絡ができて安全だというふうに非常に簡単に、短絡的に考えている。持たせているから大丈夫だと安心していて、持っていない時代にどのように身を守ったかというノウハウをすっかり忘れてしまっている。であるから、ここで私が言ったことが直ぐにぱっと皆さんに賛同していただけるかどうかは分からないが、少なくとも教育長がいまお考えの重い問題だと思っていることが少しずつ保護者にも伝わって行くようなことが大事なことだと思う。いかがか。

教 育 長 これは本来そういった問題は行政が主体的にやるというよりも、親なり学校なりのほうから、これは問題ではないかと盛り上がってくるのが望ましいと思っている。行政としてやるとしても、県教委だけでなく、市町村教委と十分連携を図って行かなければなかなかアピール度がないということもあるので、どういうふうにするのがよいのか、どんなことが考えられるのか、そこら辺をいろいろ情報を集めながらお検討させていただきたいと考える。

櫻井委員 最後に一言であるが、本日午前中に学力向上について県内市町村の教育委員長や教育長との話し合いを持った。学力向上にもつながる問題だと思っているので、良い方向に向かうことを切に願っている。

佐々木委員 読書を勧めるということは大事な良いことだと思っているが、良くない書物と言っては申し訳ないが、やはり有害な書物というか、子ども達にはあまり目に触れさせたくないような書物が沢山いま氾濫している。そういうものを、本を読むことを勧めることもすごく大事であるが、そういうものが子ども達の手に渡らないようにする何か良い方策、例えば、これはもちろんそうなるとうとう大変であるが、タバコの未成年者が買えないような仕組みが考えられたが、カードが無いと買えないような、それを今度大人が大人の書物を買うのにそれが必要だとなったら大変なことになってしまうので、また別なことを考えてほしいが、その子ども達が見るにはあまりにも暴力的であったり、あまりにもエロティックであったりし過ぎる書物は沢山溢れているので、子ども達がやはりその年代に相応しい将来に夢を持てるような良い刺激を受けられるような本が沢山目に触れられるような宮城県なりの工夫を、やはりこの委員会でももらえたら良いと考えているので、何かそんなことも添えていただけたらありがたい。私は性教育にもかかわっているが、どんどんエスカレートしていった大人の雑誌よりもなお一層刺激的な子ども雑誌というものも沢山あるので、そういうものについての何かブレーキがかけられたらよいのかなと思っている。良い本を選ぶという問題ではあるが、ぜひ何か良い工夫がないかなと思うので、よろしくお願いしたい。

小野寺委員 生涯学習審議会への答申について櫻井委員から携帯について発言があったが、私も教育長が発言したことはよく分かる。それで、もう少し具体的に携帯とか、ネットの問題であるが、確かに携帯というのは本当に便利な道具だと思っているが、先程来話しているように携帯使ったり、あるいは犯罪の加害者と被害者になったりすることがあると思う。それで、義務教育ではやはり学校に持ってきては駄目だということになっていると思う。高等学校の場合は持ってきてもよいが、休み時間に使えとか何とかという形になっていると思う。だから使用する場はどこかということと家庭である。やはりこれだけの情報社会の中で危険やリスクからまったく遮断するという事は難しいと思う。それとともに学校では生徒にリスク管理とか、危険性を教えるしかでき

ないと思う。だから、先ほど教育長がアピールしてはどうかとの話があったが、やはり携帯の管理は学校ではないんだ、やはり家庭なんだよ、ちゃんと教えなさいよということをきちんと伝えて行く必要があると思う。子どもの問題が起きれば何でもかんでも学校のようになるけれども、確かに生徒の生活は学校と家庭と連続しているが、やはりその辺りがいつも日本では混同視されると思うので、きっちりむしろ私はこれも家庭でやるんですよというぐらいに言ったらどうかと思うところがある。

それから、生涯学習審議会の諮問案についてであるが、この定例会はどうしても学校教育に関することが多くなる。ただ、例えば、宮城県の教育方針とか、あるいは改正教育基本法でも生涯学習の理念とかが盛り込まれているので、生涯学習の振興は教育行政の大事なテーマだと思っている。それで伺いたい。読書活動がテーマとなっているが、生涯学習審議会の役割はどういうことなのかということをお聞きしているが、社会教育委員の会議とかがある、あるいは図書館協議会みたいなものもある。だから、そういうことと関連してみて、生涯学習審議会の役割はどんなところにあるのか。それから、もし分かっていたら、これまでの間の生涯学習審議会のテーマではどんなものがあったのか、生涯学習課長からでもよいので伺いたい。

教 育 長 　いま小野寺委員御発言の前段の問題であるが、この問題は家庭の問題だということであるが、正にその通りだと思う。先ほど櫻井委員も御発言されたが、結局この問題と学力が連動していると思う。午前中の会議でもそういった問題意識の下に話が進んだかと思うが、要するに子どもの生活習慣をいかに確立させるかということが最も基本的な課題だと思っている。今後生活習慣の確立という視点でより研究をして取組を進めて行かなければいけないと思っているが、そういう中でITへの対応ということも一つの視点として含めて行かなければならないと思っている。

生涯学習審議会についてであるが、宮城県では従来から生涯学習振興計画というものを策定しており、平成8年に第一次の計画が策定されている。5年毎の計画であるが、現在が第三次の計画である。その計画の進捗状況のチェックであるとか、新たな計画をつくるとかといったことが、この審議会の主な責務かと思っているが、なお詳細は担当課長から説明させる。

生涯学習課長 　生涯学習の振興については、基本構想が平成4年にできており、当時、生涯学習が国をあげて盛り上がってきた段階で県としても基本構想を策定したということがある。それを具体的に進めるために、ただいまの教育長説明のとおり第一次の生涯学習の基本計画を平成8年3月に策定し、その後、5年毎のローテーションを行ってきているというところである。その中で生涯学習審議会は委員の任期が2年という形となっており、通常であれば、その基本計画の終期が予想される2年前の任期の委員には基本計画の次期計画の策

定作業をやっていただくということが主なテーマである。その間にある任期の審議会においては、その時点で適用されている振興計画の進行管理を主な業務としてやっている。それに加えて、今回、諮問させていただく子ども読書計画というものが平成16年からの計画として入ってまいり、その策定改訂作業を併せてやっているという状況である。

小野寺委員　もう少し具体的に伺いたいですが、例えば、社会教育委員の会議にいろいろ諮問とかする手もあるわけである。図書館協議会もそうなのか。その辺りについて、今回の関連として伺いたいと思ったがどうか。

生涯学習課長　社会教育委員の会議においては、社会教育に関する特定の分野の課題を任期毎に検討していただいております、これまでの運用上では生涯学習審議会と具体的な連携、つながりを持った運用は行われていない。先ほど生涯学習審議会の審議内容ということで申し上げた内容が生涯学習審議会の主な審議事項となっている。それから、図書館協議会であるが、こちらは図書館の運営であるとか、市町村との連携であるとか、図書館の業務執行に関する協議を図書館のほうで協議していただいている。そこにも生涯学習審議会との具体的なつながりというものはいまのところ持っていない状況である。ただ、生涯学習審議会の審議事項となる生涯学習振興計画というものが社会教育や図書館等の社会教育施設の全般の問題も含む広い範囲であるので、計画策定の段階にはそれも含めて検討されるという手続となっているかと思う。

なお、今回、第三次の生涯学習振興計画が22年度まで継続しているが、一方で教育振興基本計画の策定も今年度、来年度で進むわけであるので、第四次の生涯学習振興計画の策定に向けては教育振興基本計画との関連も併せながら審議をしていただいで、全体的な見直しを行っていくという予定としている。

委員長　私は最初に出てきたインターネットの話などは、この全体の生涯学習という中で、子どもの読書をすすめるという一環の中に入っているが、我が国はどちらかというと子どものための環境をどうするかについては、あまり上手くない国である。よく日本にやってきた外国人なんかは、日本のいまから30年ぐらい前だと、戦争の武器遊具などを買い集めて、こんなことをやっているという話のネタに買って帰られたり、それから好戦的なテレビアニメ、これはどんどんその後ヨーロッパになんか行くわけであるが、そういうものを必死になって押さえることをやっているNPOがけっこういる。そういうのは我がほうはあまり進まないというか、気にしていない人がいっぱいいるはずだし、それから、電話やなんかについても、電話は売れるがなかなか進まない。デンマークやなんかでは、この間も話したが、子どもの遊び場に行く学校から解放されて家で共働きの親が帰ってくるまでの間にいる遊び場というのがある。首に鍵と電話をぶら下げているのがごく普通で、一種のフ

アクションである。それで、やってきて何時間かいて、家に帰って行く。その間、そのところにいる保母さんのような方だとか、プレーリーダーと呼ばれる方々がそれぞれ対応して、宿題がある子どもは片隅で勉強なんかをしている子どももいるなどという状況で運営されているわけであるが、そういうことを本当にテレビの放送やなんかで声を上げて共存させて行くという仕組みは本当にやられていないし、教育長が発言したように教育委員会というお役所側でそれをするべきなのかどうかというのなかなか難しいところがある。その辺はもっと今日の学力の話ではないが、幅を広げた形で取り組まなければいけないことかもしれないので、研究課題でこういうところでやっていただければ有り難いと私は思う。

それから、子どもが本を読むことについては、本というのは幅が広いがやはり一番人をそそのめるのは文学である。子どもに読ませる、あるいは子どもが登場人物の主人公となって現れる本というのは、いまでも日本語に翻訳されるとわっと読みたい本というのはイギリスで出版されている。ああいう継続的な活字文化に対する文化活動というのは背景にいっぱいあると思うが、我がほうはこの頃あまり子どもの本を見ていないので分からないが、そういうのは話題とならない。ベストセラーになって子どもが中心となる本が売れていて、いま出版界は売れなくて困っている。だから、本当に売れる本をつくる、子どもにかかわる文学者をどう育てたらよいかというのがむしろ大事で、そういう話題を世の中がぴんときて、子ども達は敏感であるので、こういうのが面白いらしいというのがあつという間に広がって共有されると思う。例えば活字であろうと共有されたものとなる気がする。いまのところは大体テレビなんか中心であり、そういう意味で少し幅広い形で子どもの読書活動の推進について熱心に議論いただければ有り難い。後は読書活動の背景にある図書館のシステムというのが、システムそのものとしては、かなり古いもので、それが根底にあり、新しい時代のニーズに併せて、いろいろと改革はされてきていると思うが、そういうものが学校やなんかでどういうふうにして子ども達に良い本を提供していけるのかという辺りもテーマに入るような気がする。そういう意味ではできるだけ幅広く議論していただければよろしいということが、皆さんから少し意見があったということを加えていただき、可決ということによいか。

委員 長 （委員全員に諮って）可決。

1 1 課長報告等

(1) 平成19年度における児童生徒の問題行動等の現状について

(説明：義務教育課長)

「平成19年度における児童生徒の問題行動等の小・中学校の現状について」御説明申

し上げる。

資料の1ページを御覧願いたい。

はじめに、1の調査のあらましについてであるが、本調査は、児童生徒の問題行動等について、全国の状況を調査・分析することを目的として行われ、調査対象校は、国公私立小・中学校、中等教育学校で小学校463校、中学校230校である。

次に2の結果の概要について説明する。

(1)の暴力行為の状況については、全国の発生件数は小・中学校で増加傾向にあり、本県でも全国と同様に小・中学校で増加している。

の県内の小・中学校における暴力行為の発生件数は、小学校73件で、前年度に比べて32件増加、中学校では458件で、前年度に比べて106件増加している。

の形態別発生件数については、小学校では対教師暴力が32件で、前年度より25件の増加、中学校では生徒間暴力244件で、前年度より60件の増加、器物損壊158件で、前年度より58件の増加となっている。

の暴力行為発生学校数については、小学校24校で、前年度より6校の増加、中学校128校で、前年度より19校の増加となっている。

続いて、2ページを御覧願いたい。

(2)「いじめ」の発生状況については、全国のいじめの認知件数は前年度と比較すると小・中学校ともに減少しており、本県においては中学校で減少しているものの、小学校では増加している。

の県内の小・中学校におけるいじめの認知件数については、小学校は1,284件で、前年度より517件増加している。中学校は908件で、前年度より486件減少している。

特に小学校では、の表2「学年別認知件数」に掲げている通り、小学校1年生から3年生までの認知件数が100件以上増加している。

のいじめの態様については、小・中学校とも「冷やかしからいじめ、悪口や脅し、嫌なことを言われる」が最も多く、小学校で約6割、中学校では約7割となっている。

続いて、3ページを御覧願いたい。

のいじめの認知学校数については、小学校は152校で、前年度より40校減少、中学校は138校で、前年度より27校減少している。

のいじめ発見のきっかけについては、「学校の教職員の発見」が多く、小学校では約8割、中学校では約6割となっている。そのうち、「アンケート調査による発見」が最も多く、小学校で約6割、中学校で約4割となっている。

のいじめの解消状況については、小学校が1,130件で88%、中学校は714件で78.6%となっている。

以上が暴力行為といじめの結果の概要である。

最後に、3の今後の対応についてであるが、県教育委員会としては、暴力行為やいじめ等の問題解消に向け、さらに相談体制や教職員の研修等の充実に努めてまいりたいと考え

ている。

また、市町村教育委員会及び学校に対しましては、家庭や地域、警察等の関係機関と一体となり、未然防止、早期発見・早期対応が図られるよう働きかけてまいります。

以上のとおり御報告申し上げます。

(説明：高校教育課長)

続いて、高校生の現状について御説明申し上げます。

4ページをお開き願いたい。

はじめに、1の暴力行為について御説明する。

県内の高校生の暴力行為は、平成18年度から新たに国立と私立高校生が調査対象になり、平成19年度の発生件数は207件であった。

平成18年度との比較では、5件減少している。形態としては、生徒間暴力が122件と最も多く、次いで器物損壊が64件と昨年より11件増加しており、生徒の人間関係づくりや心の未熟さがうかがえる。

次に、2のいじめについてである。

高等学校における、いじめの認知件数は182件である。110校中59校で認知されており、前年度より24校減少している。

いじめの態様としては、「冷やかしゃからかい」が111件で61.0%、「パソコンや携帯電話等での誹謗中傷」が54件で29.6%に達しており、昨年に比べてやや増加傾向にある。

次に、5ページをお開き願いたい。3の不登校についてである。

本県の高校の不登校生徒数は1,081人で、出現率は1.61%となっている。平成15年をピークに、毎年0.2ポイント前後低くなってきており、スクールカウンセラーの全校配置によりその効果が出てきているものと思われる。

不登校の要因としては、「本人の問題」が39.8%、「学校生活での影響」が35.5%となっている。特に学校生活の中では、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が最も多く、次いで「入学・転編入学・進級時の不適応」をきっかけに不登校になるケースが多いことから、環境が変わる時期を捉えて人間関係づくりに努め、併せてスクールカウンセラーなどによる校内の教育相談体制の一層の充実を図るよう各高校に促してまいります。

最後に、4の中途退学についてである。

本県の中途退学者は1,481人で、中退率は2.2%となっている。平成10年以降、18年度まで国の比率を下回っていたが、19年度は国の比率より0.1ポイント高くなった。

中途退学の理由としては、「学校生活・学業不適応」が38.5%と最も高く、次いで「進路変更」が

27%で、今後、一層の魅力ある高校づくりを進めるとともに、中学生に対しては高校の情報をこれまで以上にきめ細かく提供してまいりたいと考えている。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

佐々木委員 義務教育にほうでであるが、資料の2ページの認知件数についてである。

前にいじめの定義が変わった時にかなり数の増加があった。ただ、今回そういう何か変わったことが無かったかと思うが、小学校では倍増している。それで、中学校は半分ぐらいに減っている。これは何か、社会情勢が変わったとは思えないので、何か判定基準等が変わったとかがあるのか。

義務教育課長 委員御指摘のとおり、文科省ではこれまで一方的に継続的な攻撃を受けて深刻な苦痛を感じているケースを「いじめ」と言っていたが、前回の調査から生徒がいじめを受けたと感じたケースを原則的に「いじめ」と認定したことによりかなり多くなった。今回、何か変わったことがあるのかということであるが、調査内容や方法等は何も変わっていない。現在、小学校で増加した原因について分析しているところであるが、特に増えたのが、小学校1年生から3年生で683件となり、昨年度に比べると1.6倍増えている。各学校からの聞き取り調査では、アンケート調査や面談、早期発見のための定期的な調査を積極的に実施した結果、「いじめ」の認知件数が多くなったということを知っている。

佐々木委員 もう一つであるが、資料の3ページのところに学校で発見するというのが小学校で8割とある。これはよいことだと思うが、その発見した内容がアンケートによる発見というのが、何かあまり、望ましい姿ではないと感じる。要するに先生方の子ども達へ注意して目を配った結果とかそういうものではなく、アンケートに出るといのはかなり出ているということだと思うので、アンケート以前に目を向けられるような何かほしい気がする。子ども達と もっと直接接している中で見つかったという結果を目指したほうがよいのかなあと思ったが、でもアンケートをしょっちゅう、しょっちゅうやって沢山見つかるようになったのか。その辺が分からないが、もっと肌で子ども達がいじめられているということを書くのでなく、肌でいじめが行われているということを見つけてほしいなと感ずる。

小野寺委員 いじめのことが最初に出たので、私も佐々木委員みたいな考えを持っていた。例えば、去年とか、一昨年あたりでは社会問題化して認知件数もかなり増えた。そうするとある程度抑制が働いて数的には減るのかなあと思っていたが、宮城県の小学生はかえって増えたということである。しかも低学年が増えている。そのあたりは何なのか。午前中の問題も出たけれども、やはりもう少し幼稚園でも、保育所でもその辺の関連も考えて一体化しないといけないと思うところもある。

そこで、話を戻してもよいか。資料1ページの暴力行為であるが、やはり学校生活ではいろいろな問題が起きる。ただ、一番頭が痛いのはこの暴力行

為だと思う。データを見ているが、小学校が随分増えている。それで、対教師暴力を見ると小学校の発生件数が32件である。中学校は36件である。大体同じくらい小学生が対教師暴力をやっている。これにはちょっとびっくりしたが、何か共通していることがあるのか。低学年がやっているとは、いじめと違ってやっているとは思っていないが、学年とか、何か小学校の対教師暴力の理由とかで共通するものがあるのか。もう一つは、中学校も増えているが、これは19年度のデータであり、今年度の話で申し訳ないが、7月だったか、8月に新聞に報道された一学期間の暴力件数が去年の倍になり、スクールサポーターがフル回転しており、とても学校の要望に応えられていないという報道があった。私はそれをちょっと心配していた。二点目は、地域的な傾向があるのか、去年と比べてながして数年を見て、地域的な傾向があるという話も聞くので、その辺がどうなのか。それから、今年起きているやつが解決しているのかどうか。その二つについて教えていただきたい。

義務教育課長 御質問について御説明申し上げます。小学校で対教師暴力が前年度比で25件増えているが、これは特定の地域や学校で増えており、同一校から複数回の暴力行為が報告されている。

小野寺委員 それは小学校か。

義務教育課長 そうである。また、中学校においても同様に特定の地域で増加している。それから、今年の8月に新聞で報道されたのはスクールサポーターの派遣要請数である。スクールサポーターの今年度の状況は、これまで8中学校に派遣されており、学校と連携してその対応にあたっており、各学校からは成果がみられたということを知っている。

小野寺委員 小学生が中学生並みの数字になっている。これは何なのか。小学生が先生に向かって行く理由というのは。

委員長 特定の地域というのは、あるエリアなのか、一校なのか。その辺も少し教えていただきたい。

義務教育課長 小学校で言えば、特定の学校ということである。問題を起こす子どもは情緒がやや不安定になりがちなお子が多いということである。

小野寺委員 一人の子どもがやっているのか。

義務教育課長 そこまでは分からない。

佐々木委員 もしそれが事実だとしたら警察というよりもむしろ医療のほうが介入すべき問題だと思う。

義務教育課長 学校は各関係機関と連携をとって問題解決にあたったということである。

委員長 いまの話でかなり分かったのは、毎年かなり増えました、減りましたという数字だけを見てもなかなか実態が分からない、世の中が全体的に増えてきているわけではなく、あるところのある問題が発生してということであれば、そういうことを識別する仕掛けがほしい。それから、僕が聞いたのは、

ある学校である個人が起こしたということなのか、あるいはそういうことが近くの三つ、四つの学校で飛び火してしまっていて、そういう行動になっているのかという辺りがかなり大きいかなあと思う。その辺も少し但し書きか何かで表に書いていただくと少し理解しやすくなるかなあと思う。何で急にこんなという思いがあった。

小野寺委員 高校教育課長にお聞きしたいが、いじめでネットのいじめということが言われている。全国的にも増えており、宮城でも増えているのではないかと思っている。私も高校の保護者から相談を受けたことがある。ネットの匿名を悪用して中傷みたいなことをやっているということだったが、なかなか難しいらしい。私も専門的なことは分からないが、サイバーコントロールと言うわけであろう。それで、私もよく分からないが、そのサイバーコントロールということを宮城県でもやっているのか。そのサイバーコントロールをやるのにいろいろと経費がかかる、人手がかかるということで対応が難しいという話もある。その辺りまでネット監視をやらなければいけない状況になっていると思う。どうなのか。

高校教育課長 サイバーパトロールについては、県警本部のサイバー対策室で、犯罪にかかわる部分の見張りをやっているものと承知している。教育委員会としても実際に高校の中で、携帯、ネットを使った中傷、それにかからむ生徒間のトラブル、そういった相談もこちらに上がってきているので、先ほど教育長からあったが、ネット被害の未然防止に向けたいろいろな研究を、もう少し突っ込んでやりたいと考えている。

櫻井委員 義務教育のほうでは不登校の問題がここに書かれていないが、高校のほうではカウンセラーが全校に配置されて大分減ってきたよさだという話であった。やはり中学辺りから不登校で高校に入ってもまた不登校というのを随分目にするが、小中学校ではどのくらい不登校が問題となっていて、そして、全校にカウンセラーが配置されていない状態でもあまり問題になっていないかどうかというのが一つと、それからやはり不登校になってから中途退学というコースになる方が多いと思うが、その他本人に関わる問題というのがここにすごい数出ていて、複数回答なので、どうこうことが、他にいろいろ書いてあることには該当しないで、その他本人に関わる問題ということがどうということなのかよく分からないので、そこも教えていただきたい。

義務教育課長 今回の報告に、小中学校の不登校の調査結果が入っていない理由は、小中学校分だけ既に8月に文科省から公表されているからである。なお、改めて申し上げますと小学校では不登校が450人で前年度と比べて33人増え、中学校では2,203人で前年度と比べて106人増えている。

高校教育課長 5ページの13の「その他本人に関わる問題」という設問の中身であるが、文科省で設定している設問に対して各学校が答えるということとなっている

ので、さらに具体的な中身はこちらではまとめていないところである。ただ、いずれいろいろな要素があって不登校になっているケースがほとんどであるので、それぞれの学校ではできるだけ細かに家庭訪問やスクールカウンセラーへの相談以外にも、専門機関にも相談しながら対応について工夫しているところである。

櫻井委員 高校で校医として不登校の治療にあたっている者としては、原因が何かということが分からないと対応ができない。だから、その他本人に関わる問題が本当に何なのかということは各学校で詳細に分かっている分をやはり県教委としても把握しないと対策はできないと思う。あと中途退学につながる人は不登校が多いのか。

高校教育課長 不登校から中途退学になってしまうという生徒もいると考えている。一方で中学校で不登校だった生徒が、その後、昼間定時制等に入学して不登校を克服して卒業しているというケースもある。そういった意味では、これまで以上に委員御指摘のように関係機関とも連携を取りながら、従来の生徒指導の観点だけではなく、個別的なケアという観点で不登校、あるいは中退の問題を考えて行くという方向で各学校にさらにアドバイスをして行きたいと考えている。

小野寺委員 やはりいま櫻井委員発言の不登校の中退との関連については、私はかなりあると思う。そもそも高校では不登校というものはあるのか。それで、いま中退の問題が出ているが、50人に1人である。合計で約1,500人で、500人定員の学校が三つ無くなる。どう考えて行けばよいかということだが、私はいま高校が全入に近い状況の中では、これは起こりうる数字かなあとも受け止めている。例えば、進路指導とか、進路選択が問われるが、午前中にもそんな話が出たが、中3の段階で目的意識を持つとか、将来を描く力を持つということは、昔に比べてかなり難しくなっていると思う。だから進路に関する教育、あるいはキャリア的なものを私は発達段階に応じて積み重ねていかなければいけないということ度を度々申し上げている。別な面から言うと私はむしろ中退というのは、否定されないなあと思うところもある。肯定的に捉えてよいのではないかと、自分が入ってみて不本意とか、ミスマッチとかあると思うが、自分の意思で別な道を選択するということはむしろ、まあ好ましくはないのであるが、そういう選択というのは決して否定はできないなと捉えている。ただ、ここにある経済的事情等による退学があるわけである。これは本人の意思に反する退学じゃないと思う。例えば、保護者の経済力によって進学をあきらめるとか、退学しなければいけないというのは好ましくないと思う。何度も言っているが、奨学金を拡充するとか、授業料の減免もやっていると思うが、あるいは何というか、いま払えないが就労したら払うとか、例えばであるが、そういう制度をやはり他の県で無くとも

よいから宮城独自に私はつくったら本当に県民の方から大きな拍手が湧くのではないかと思うところがあるのだが、なかなかこの話をすると良い返事が貰えないが、どうなのか。やはりこういうことは無理なのか。

高校教育課長 5ページにあるとおり委員から御指摘のあった経済的事情等での中途退学が69名、4.7%ということであり、各学校では何とか卒業に向けて中退しないでやれるように奨学金であるとか、授業料の減免であるとか、さらにはアルバイトなどについて相談にのるとか、いろいろとやってはいるが、なかなかそれですくい切れず、こういった形で何名かが学校を去っているという状況がある。これについてはさらにきめ細かく相談にのっていく体制づくりをしたいと思うが、システムとして新たな支援策を講じるというのは現状ではなかなか厳しいというふうに認識している。

小野寺委員 新たなシステムをつくってもらいたいところはあるが、例えば、いまのシステムをもっと拡充して利用しやすいようにするということを検討してしかるべきかということを考えている。どうか、何か文科省でこうやっては駄目だと言っているのか。例えば、中学校の成績は3.5以上無ければ駄目だとか、いろいろな何かがあるのか。

高校教育課長 その辺の運用面での弾力的な取扱い等について、これは高校教育課と学校とのやり取りの中でできる部分もあるかと思うので、さらに検討させていただきたい。

小野寺委員 ぜひお願いしたい。

勅使瓦委員 二つある。高校生のほうのいじめの部分である。これは昨年と一昨年のデータであるが、最近、高校生や保護者から聞いた話だと、よくよく聞くと実は窃盗ではないかと思う話があった。携帯電話にいまSDカードがある。SDカードに音楽配信されたものを聞いているが、そのSDカードが最近よく抜かれるという、学校の中で、まあいたずらから発生しているようであるが、それを子どもや保護者はいじめといま捉えている。よくよく考えると無くなるのであるから窃盗ではないかと思うが、その辺のとり方ではある。いじめとか、嫌がらせとか、ちょっとしたいたずらかもしれないが、そういうことに変わってきている傾向があるなあというところであったので、その辺のところについて様子を見ながら高等学校でも多分いま問題になっているかとも思うので、その辺のところの一つである。

あと、いまの高校の中途退学の件であるが、私が一番気にかかったのが、その進路変更の部分と学校生活、学業不適應というのが気になっていた。いま現時点でまだ学区制があるので、例えば、Aという高校に進学して、その高校で中学校の時に自分の学業とか、あとは高校に行つてのいろんな勉強したいこと、あとは部活動したいことということで大体学校を選んでいるが、将来何になろうかと決めている中学生はかなり少ないと思うので、取りあえ

ず自分の学業とか，そういう部分で進路選択して入ってきているというケースがほとんどだと思う。ところが高校に意欲を持って入ってみたら，結局，1回か，2回中学校の時に行ってみてもなかなか分からないで，実際に入ってみないと分からない。実際に入ってみたら自分に合わないというケースもこの中かなりあるのではないかという感じがしている。そういう生徒はいま現時点では制度としては救えるのであろうが，前例としては救えないということとなっており，同じ学区内の移動だと編入ができないという問題と，当然，実業高校と普通高校との問題とか，制服の問題だとか簡単にはいかないというはあるとは思うが，そういう部分で今後全県一学区になるということも含めた時に親の転勤だけではなく，そういった部分でも助けられる方法というか，そういうことがあったら，両方合わせたら1,000名弱の退学者がどれくらい減るのかなあという，いまだと受験をしないといけませんが，そうではない，例えば，2学期に一度中退をして，来年の2月，3月に再度受験をしようと思っても，その間というのはなかなか人間であるので，ましてや子どもであるので，15，6才ということもあり，そういうことからすればすんなり編入だとか，やれる方法があったらもっともっと助けられるというか，子ども達に夢や希望が与えられるのではないのかという気がする。ぜひその辺のところをなかなか簡単にはいかないと思うが，その辺のところを検討していただければよいと考えていた。

委員長 特別回答をいただかなくてもよいね。

勅使瓦委員 今後についてである。

菅原次長 先ほどいじめ発見のアンケートによる手法についての御指摘があった。趣旨としてはそばにいる先生方が発見することがより望ましいという趣旨だったと思う。まったくそのとおりである。担任なり，あるいはそばにいるその学年の教員が子ども達のいじめを発見できれば一番望ましいことだろうと思う。ただ，御案内のようにいじめが，かなりここ数年子ども達が陰湿となっており，なかなか大人の前，あるいは担任の前でそういった素振りを見せないというのがあり，一昨年のような発見できなくて，行き着くところまで行ってしまったという経緯があった。特に子ども達ではちくる，ちくったなということで，さらにいじめが激化していくという経験もあったわけであり，いじめを受けている子ども達もなかなか言わないというのが現状である。そういう意味で一昨年あたりから子ども達にアンケート調査，いじめを受けていたかどうかの簡単なものではあるが，そういったものを周りに分からないような状態で担任，あるいは教員にあげてくることによってとてつもなくいじめがあったということを経験現場が分かったという，そういう経過があり，そういう意味ではこここのところアンケートによる調査というのも発見ということでは有効であるということで，学校現場では使われているということが

一つあるのだろうと思う。

それから、別件であるが、小学生の暴力行為の話が先ほどから出ているが、義務教育課長が御説明したとおりである。地域エリア毎に見ていくと他は減少、若しくはゼロでずっと来ているが、今回、一地域で、もっと具体的に言うともっと具体的にならなく数が増えたということで、県全体でエリア的に見ればゼロ若しくは減少という傾向となっているが、突出してそこだけということがあったので、県全体の問題というよりも、先ほどもそういう問題であれば医療的な、あるいはソーシャルワーカー等々がチームを組んで事例的に取り上げて早めに解決して行くというような手法が望ましいことだろうと思うので、今回、数字上明らかになったので、県教委と担当の町ともう少しつめて精査して行きたいと思う。

それから、携帯の件について、先ほどもあったが、大変由々しき問題であり、県教委としても、これまでもいろいろと直接保護者にリーフレットを配るとか、子ども達に子ども達が勉強できるリーフレットを配るとか、あるいはPTAでいろいろとこういった携帯問題を取り上げていただいているので、直接出向いて行って講話をするといった研修もやっている。ただ、なかなか大きな問題であるので、県教委としてやって来ているということと同時に全国的にそれぞれの県教委がかなりの危機意識を持っており、教育長協議会としていま文科省には法制度の改正も含めて何とかしましょうということで、文科省のほうでは内部的に議論されているはずである。ただ、教育長が御説明したとおりなかなか基本的には業界が自主規制として出てこないとなかなか直ぐに片づく問題ではないし、もっと大きな枠のところでこれから議論をしていただくと同時に足下の近場の学校、それから地域で起こっているその携帯に絡む種々の問題について我々も緊張感を持って何か対策を立てなければと思っている。

委員長 僕のは意見であるので、何というかいじめにしる、暴力行為にしる、各家庭で子どもの兄弟の数が少なくなったり、小さい時代に子どもが子ども社会があっっているんなことをして遊んでいるというような関係が無くなったりしている関係で、いつも親が介在して子どもが接触している状況がある。子ども同士が面と向かってどういうふうにするのかというか、やはり上手く逃げたり、回り込んだりやりながらやる。そのいじめられるほうもいじめられ方を上手く回避する方法を覚えるし、いじめるほうも手加減というか、少し知っていくという仕組みが5才以下ぐらいの時に徹底的に少ないということが大きな問題だと思う。僕らの時にはあまり誰にもするなとか言われたことは無いが、でもいじめられている子どもはいないわけではなかった。僕の子どもの時の体験で言うと、いじめられている子どもは何人かいて、兄弟でお兄さんやお姉さんが優等生で級長さんなんかをやるような感じで何か人にちょっ

と何というか、兄弟の中でいじめてしまっていていじめの対象となっている。いじめる側の子どもは、一人息子か何かで親にとにかく可愛がられているというような、やはりコミュニケーションの、その人が持っているコミュニケーションの中で、こうそれがかみ合うとおかしくなる。おかしくなると乗っかる人が出てくるという状況である。中には正義漢がいて、そういことはしてはいけないというのもあるが、まあ密かにそれをやる楽しみみたいなものを考えてしまう。ガキ大将の暴力もそんな感じである。僕は小学校に入る前に子ども達がもっと自由に交流して、けんかしても親が大目に見ていられるくらいの環境をどうやってつくるかということがとても重要で、そうするといろんな現実社会での逃げ方や何かを覚えていると、いわゆるITの社会というのは仮想社会である。いろいろいじめられても現実の社会とどう違いがあるかということ少し判断できるというか、要素も出てくると思う。いじめられる子どももいじめられやすくなっている可能性がある気がする。いじめられる子どもを取り締まるだけでなく、いじめられそうになっている子どもをもっと強くしてあげて、いじめられない体質にするという取組、特に僕は専門家でないのでよく分からないが、何らかの方法で子ども同士のいる環境というか、僕らの時もひどいガキ大将とかはいた。そういう時にどうやって対応するかというのはそれぞれみんな考えて、暴力ふるうと負けるのは明らかだが、泣いてもそいつに食ってかからないといけない場合とばかなやつと話をしないでずっと逃げたほうがよい場合を自ずと思えて行くという、その辺がとても大切かなあと、学校に入ってから話だと、学校もまた大人が介在しているが、でも全部見えていない、裏のほうで密かにやられているということはいっぱいあるわけである。その子ども同士の中で遅しくやれる仕組みというもの、あるいは子ども社会の社会人として節度とか、そういうものをどうやって植え付けるのかということの少し議論していただきたい。あるいはそういう施策を導入していただきたいと考える。私からの願いは以上である。

(2) 宮城県第二女子高等学校仮設校舎のシックハウス対策について

(説明：高校教育課長)

「宮城県第二女子高等学校仮設校舎のシックハウス対策について」御報告申し上げます。
資料6ページをお開き願いたい。

二女高のシックハウス問題については、これまでの委員会でも音楽室への換気扇増設やすべての普通教室と音楽室などの特別教室、保健室等に吸着型の空気清浄機を設置したことなどを御説明していたが、対策の検証をするためトータルVOC(総揮発性有機化合物)の測定と第4回目の健康調査を実施したのでその結果を御報告申し上げます。

まず、トータルVOCの測定結果であるが、10月25日から27日にかけて実施し、

7月と同じ9箇所測定している。測定値の結果の詳細は、7ページの別表1を御覧願いたい。

測定したすべての地点で暫定目標値である1立方メートル当たり400 μ gを下回っている。7月の測定で暫定目標値を超えた音楽室については、前回の測定値が2,093であったが、今回の測定値では82.7まで低下している。暫定目標値を超えた要因である・ピネンとリモネンについても大幅に低下している。

普通教室については、外気と同程度まで数値が下がっている。27ホームルームの結果が他の教室と比べ少し高い数値が出ているが、これは測定日において操作の手違いから2台ある空気清浄機のうち1台が停止していたためと考えられる。

また、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒドについても同時に測定しているが、トータルVOCと同様にすべての測定箇所7月の測定値を下回り指針値以下となっている。

次に健康調査の結果である。

第4回目の健康調査は、11月13日に実施した。まだ20人余りの生徒が未回収であるが、現在も症状が続いていると回答した生徒は、実人数で29人であった。前回の調査の91人から62人の減となっており、これまでの対策である程度の効果はあったものと考えている。

現在も症状が続いている生徒については、今後も経過観察を継続して行い、必要に応じ、学校医による健康相談・健康診断、専門医の紹介等を行ってまいらる。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

櫻井委員 少し復習となると思うが、原因が特定できたかということと、それから、このような仮設の校舎を建てる業者が他にも同じようなことをやっているはずであるので、防げなかったものなのかどうか、それから、これだけ多くの子ども達が症状を訴えているということで、中にはある程度パニックというか、メンタル的な問題を抱えている子どももいると思うが、発症当時から校医は頻繁に対応したのか、それとも対応が遅れたのか、それから、いま専門医の先生も含めて治療しているわけであるが、その先生からいままでの子ども達への対応のアドバイスのような、反省点も含めて出ていたら教えていただきたい。

施設整備課長 まず原因の特定であるが、先月に御報告申し上げたがシックハウス症候群の発症防止検討会議を10月に設置し、現在検討中である。年内には原因の特定ができるであろうと思う。現在、講じている対策については、シックハウス症候群の生徒が発生したという現状を捉えての対策ということで、原因を究明しての対策ではない。

高校教育課長 校医の先生には、症状が出て来た人数が何人か出て来たという段階から学校のほうでも相談をしており、まず換気ということで、これは専門医の先生からもとにかく換気を十分にやるようにということでアドバイスを受けてい

る。そういったことで換気を最優先ということで学校でも取り組んできたわけであるが、なかなか臭いが取れないということもあり、6月に入って改めて健康調査等を行って来たということがこれまでの経過である。校医、専門医の先生からもアドバイスもいただきながら対応してきたところではあるが、なかなか症状等の改善につながってはこなかったという状況である。

櫻井委員 現在も保護者とか、生徒達からは、例えば、症状がひどい時などは、仮校舎ではなく武道館で授業を聞いたりしていると話を伺っていた。何か要望のようなものとか、それから、意見のようなものが保護者とかから出ていないか。

高校教育課長 現在、化学物質過敏症ということでまったく校舎に入れられないという生徒については、隣接する武道館の事務室の2階をお借りして、そちらで遠隔授業ということで行っている。さらに、やはり教室に入りにくくなったというシックハウス症候群の生徒3人については、仙台南高校の教室を臨時的にお借りをして、そちらで勉強するという緊急の避難態勢をとった。寒くなってきた、外とかで勉強・自習させるには大変だということで、保護者の皆様からの要望もあり、学校としても何とか緊急的に場所を確保するという事で仙台南高校の協力をいただき、現在そちらで勉強している。なお、この生徒さん方も当然仮校舎で勉強できることにこしたことはないわけであるので、現在施設整備課と相談をして、仮校舎の中の一つの部屋をそういった生徒さん方に対応できるように、換気を十分にした部屋を用意するという事で準備中である。

委員長 まあ少し遅いね。一般的な感覚で言うと。原因究明を片一方ではやりたいし、片一方ではいろんな過敏な方がおられるにしても、何というか、99.何%の人は問題無く活用できるようなものを提供しないと教育委員会としてはちょっと問題ありということであろうと思うので、それに対して一丸となって緊急に我々は対応したかと問われると何となく満足できるかなあという感じがする。少しこういうことに緊急に対応する仕組みをやはり内部で検討していただいて、次にこういうことが起こった時にしっかり対応できるようにしたいような気がする。その時に教育委員会だけでなく、リースしていた会社の責任なんかの位置付けももう少ししっかり委託をする時につくっておかないといけないと思う。その辺は、これはこれで何とか早く収束していただくと同時に次のものに対するもっとしっかりした迅速な対応というものを検討していただきたい。

施設整備課長 委員長御発言のとおり対応したいと思っているが、実は来年4月にまた角田高校で仮設校舎の建築を行う。その際にシックハウス問題が発生した場合は、業者の責任を明確化するという形での条文を設定させていただいている。

委員長 ぜひお願いしたい。原因がどうのこうのと言うが、現に困っている子ども

が出てきているという家をリースして提供しているわけであるので、責任は両方にある。よろしくをお願いしたい。

1 2 その他

佐々木委員 (配布資料を確認後) 特別は抜いたのではないのか。

特別支援教育室長 総称は全部入っている。特別支援学校という総称はこれからもずっと続く。

佐々木委員 校名には無くなったということで、総称としては特別支援となるのか。

教 育 長 法律上の制度であるので、これはやはり学校教育法に規定されているとおり特別支援学校と言わないといけない。

佐々木委員 校名として特別を外したということですね。

1 3 次期教育委員会の日程について

平成20年12月17日(水)午後1時30分から

1 4 閉 会 午後3時30分

平成20年12月17日

署名委員

署名委員